

スクールカウンセラーの潜在的逆機能に関する研究

a field study about latent dysfunctions of the school
counselor system in japan

卜部 敬康*

Hiromichi Urabe

目的

スクールカウンセラー（以下、SCと略記）制度は1990年代後半から国の調査研究委託事業として都道府県単位で順次開始され、2001年度に都道府県および政令指定都市に対する国の補助事業となつてからは、中学校を中心に急速にSCの配置が進められている。SCは多くの場合、非常勤嘱託員として都道府県単位で雇用され、配置校が決定される。それぞれの配置校に週に1回SCが来校し、悩みをもつ生徒の相談、思春期を迎えた子どもへの対応に悩む保護者の相談や教師へのコンサルテーションなどにあたっており、その活動は多岐にわたっている。臨床心理士などのSC有資格者が都市部に偏在していることもあって、その配置率には地域差が存在するものの、現在では都市部を中心に県内のほとんどの中学校への配置が完了しているところもあり、SCの存在は全国的にかなり浸透してきたものと思われる。

SC制度の充実とは阪神・淡路大震災の際に児童・生徒への「心のケア」の必要性が社会に広く認識されたことや、神戸市須磨区における少年による連続児童殺傷事件等をきっかけとして生徒への「心の教育」を重視した教育政策の一般化と大きく関係している。そのため、教師がカウンセリング・マインドをもって問題を抱える生徒に対応できるよう、研修等を通じて情報提供することや広義の生徒指導の担い手として生徒への心の教育にあたりたりすることなども期待されている。

その一方、学校の現場においては不登校生徒やその保護者に対してカウンセリングを行うことにより、不登校の解決を目指すことが期待されることも多い。「SCといえば不登校生徒（および保護者）への対応」という図式が完全に出来上がっている学校もあるほどに、不登校の早期発見・早期解決、未然防止のための「心の専門家」としてSCを捉えている学校現場も多い。こうした傾向は、SCの業務内容に根本的な矛盾を生じさせることに繋がると思われる。カウ

ンセリングの方法は、カウンセラーの依拠する理論ないし立場によって多様であるものの、基本的にはクライアント中心療法のもつ人間観を前提としている。すなわち、カウンセラーのもつ基本的な態度としての3つの条件：①無条件の肯定的関心、②共感的理解、③真实性（自己一致）、である（Rogers,1957）。この原理に従えば、カウンセラーはクライアントのどのような感情や行動もまず受容することが求められるから、例えば不登校生徒に対しては、不登校の現在を一概に「ダメなこと」と見るのではなく、そうした現状を肯定的に捉えることが、クライアントとの係わりの第一歩となる。例えば、不登校の生徒に接する場合、最終的には登校できるようになることを目指すとしても、まずは不登校の生徒自身が学校に登校できない（或いは意図的にしない）自分を肯定的に、ありのままに受容できるように接していくことから始めることとなる。ところが、こうしたSCの取り組みは教師の生徒指導の従来のあるり方からすれば「もどかしい」ものであり、かつ教師の目から見れば「生ぬるい」対応と映りやすい。このような意味での長期的なSCの視点と教師の持つ生徒指導観の矛盾は、多くの学校で展開されている日常的な葛藤である。

そうだとすれば、「不登校生徒の復帰を早める」ことや「学校不適応生徒を減らす」などという目標を教師集団が強く認識すればするほど、教師集団が標準的に共有する生徒指導観をSCも同様に共有すべきであるという規範が形成されるものと考えられる。こうした事態になれば、必然的にSCは長期的視点にたったカウンセリング活動に従事できなくなり、そうなればもはや学校において本来SCが果たすことのできる効果は期待できなくなるであろう。すなわち、SC制度の現状においては、生徒を教師集団の生徒指導観に基づく一定の方向に導く担い手としてSCを機能させようとするあまり、カウンセラーの本来持つべきカウンセリング・マインドを発揮しづらくなっているものと思われる。このようなSC制度の逆機能について考察することにより効果的なSCの活用について検討するとともに、心理学の現場への応用のあり方を再吟味することを本研究の目的とする。

方法

1. 教師への聞き取り調査：何らかの形で学校におけるカウンセリングをよく知っている教師を中心に行った。SCの活動と関わりの深い不登校担当や生徒指導担当の教師、定時制の学校における取り組みなど、SC制度の本格的な導入以前からカウンセリングの視点を日常の教育活動に取り入れていた学校の教師、生徒の自己効力感を高めるための特殊な教育実践に精力的に取り組んでいた教師、不登校生徒への別室指導を行う生徒指導補助員等の経験を有する教師、などにインタビューを行った。
2. 生徒へのインタビュー：カウンセリングを過去に受けた経験のある中学生と高校生および大学生を対象に、SCによる援助が自らに何をもたらしたと思うか、どのような援助が必要であると思うか、ということを中心に聞き取り調査を行った。
3. SCを対象とした研修内容の分析：SCが学校で期待されていることについての公式見解

だけでなく、暗黙に期待されていることについての内容を把握する目的で、SCを対象とした研修会に参加し、その内容と資料を分析の対象とした。

結果の概要および考察

1. SC制度の一般化がもたらしたこと：外部専門家としてのSCから校務分掌の担い手としてのSCへ

SC制度がスタートした当初は、多くの教師にとってカウンセラーという専門家が何をする人なのかも未知のことであり、とりあえず「悩みのある人の相談にのる人」「不登校の生徒やその保護者と面接をする人」という程度の理解をしているという教師が多かったという。SCの必要度や評価についての教師集団の認識は、派遣されたSCや学校ごとの特質によってもまちまちであったようである。SCを肯定的に捉えるにせよ否定的に捉えるにせよ、SCは教師にとって指導の及びにくい生徒に対して教師とは異なった方法でアプローチする者として共通の認識がなされる傾向があった。従って、不登校や非行など、学校が抱えている問題に、教師とSCの両者が手を携えて解決を目指すという雰囲気はあまり存在しなかった。カウンセリングの意義が教師にあまり認識されていなかった時期のSCを対象とした研修会においては、学校教育に積極的にカウンセリング・マインドの導入をすすめる担い手としてSCが機能することが推奨された。

ところが、大都市においてはほとんどの中学校にSCが派遣される程度に一般化した近年になるにつれて、SCを対象として実施される研修の内容に変化が見られるようになった。最も大きな変化は、カウンセリングの技法についての情報の比率が減少し、学校における教職員との連携について扱われることが多くなってきたことである。さらに、その変化に対応して、従来は「SCに対する情報提供」という意味合いが強かった研修において、学校で勤務するにあたって心得るべきことといったような「SCへの指導」としての側面が強調されることが多くなった。これは、SCに対する捉え方が、その職能を必要として学校が「外部から招いた専門家」から、学校の日常的な営みの一部としての「校務分掌（教育相談ないし生徒指導）の担い手」へと変化したことを意味するものである。

SC制度の一般化に伴ってSCと教師集団との連携が強調されるようになったことそれ自体は、自然なことであり、また必要なことでもある。学校に勤務する場合に限らず、カウンセラーやソーシャルワーカーのような対人援助業務を行うには、そのクライアントと係わる他の人々（特に他領域の専門家）との連携が不可欠である。SC制度は導入直後から非常に多くの人材を必要としたことから、各学校に派遣されたカウンセラーの中には連携すべき学校関係者の業務や立場をまったく理解しなかった者も存在したという。こうした背景を考えれば、SCを対象とした研修等で教師との連携が「指導」されることもまた、必要なことであろう。

ところが、近年になって強調されている「教師との連携」は、SC制度の意義を根底から覆しかねないものになってきているように思われる。その最も代表的な例として、「教師との連

携」の意味を「教師集団とうまく溶け込んでいる」ことと誤解した共通理解が研修等で図られていることを挙げることができる。具体的には、SCは派遣された学校の教師集団に「インフォーマルな飲み会に誘われるくらいに」親しまれ、教師集団によく溶け込むことが必要である、と研修で述べたスーパーバイザーが少なくないのである。言うまでもなく、「連携」とは、専門職同士が相互の職務の特殊性と違いを理解したうえでクライアントの利益のために情報や援助計画などを共有することであるから、連携は相互の独立性が確保されてはじめて成り立つものである。もちろん、これらのことは仲良くなればなるほど行われやすいことではあるのだが、仲良くなれば互いの認識や意見に異議を唱えにくくなる傾向もあるわけだから、仲良くなることは真の連携のためにはいわば「諸刃の剣」となるのである。SCの業務に則していえば、クライアントである不登校の生徒や問題行動を起こした生徒ないし彼らの保護者に対して教師とは異なった理解をすることが必要となるから、SCは教師に対しても自由に異論を唱えることのできる立場になればその業務を効果的に遂行することは不可能なのである。

SCが「教師集団とうまく溶け込む」ことが規範として確立されれば、SCが日常的に教師集団の規範への同調を促されることになる。その結果、既存の学校の資源では解決できない問題の改善に向けてSCが学校に派遣されるようになったにも関わらず、SCは学校や教師集団のもつ構造的な病理を解決することはできない立場となるのである。

2. SC制度の一般化がもたらす顕著な逆機能

先に述べたように、SC制度は既存の学校教育の有する問題点（林・長谷川・卜部，2000）を温存したままで一般化しつつある。ここでは、それによってもたらされる逆機能を2点簡単に指摘することとする。

①「学校適応を目指す援助」という前提のもたらす逆機能

「SCの活動は不登校生徒の学校への早期復帰を目指すためのものである」という認識が広く一般化している。SCによるカウンセリングは、適応指導教室や別室登校のように、完全な不登校状態から教室への復帰に至る途中経過であり、これらの措置はなるべく早く再登校することに寄与する目的でとられるものだという前提が教師集団およびSCを配置する行政の双方に共有されている。それはかなり詳細かつ頻繁に不登校生徒に関する統計をとることに表れている（図1）。しかし、SCとして関わる不登校事例の中には、一概にその統計が前提とする構図で捉えきれないものも数多く存在する。例えば、教師に反抗的だが生徒の言い分にも正当性があるものや、教師から「人間関係が結べない」と評されているが本人は一人で物事を進めていくことを好み、それ自体を悩んではいないといった生徒、などのような事例である。このような生徒は、学校文化には適応的でないものの個人としての自律性が高いのであるから、心理学の見解からすれば必ずしも望ましくないとはいえない。学校の生徒指導の一般的なあり方が社会心理学的には人間性を損なう方向に作用する側面を有する（林・長谷川・卜部，2000）ことを考えれば、こうした生徒は一定程度出現し、彼らもまた不登校となる可能性がある。このような不登校生徒に対しては、早期の学校適応を最優先にSCが接することは、最も適切な援

助であるとはいえない。その場合、クライアントのありのままの心情を受容するというカウンセリング技法の立場から学校文化を考え直す視点が必要となるのである。

		1年生		2年生		3年生		保護者	教職員	合計	
		男	女	男	女	男	女				
相談内容	①不登校・不登校傾向										
	②いじめ										
	③学校生活	進路									
		学習									
		部活動									
	④人間関係	友人関係									
		親子関係									
		異性・性 教師との関係									
	⑤性格										
	⑥非社会的行動（2黙・チックなど）										
⑦反社会的行動（非行など）											
⑧多動・衝動的行動	キレル子など										
	学習障害										
	ADHD・LDなど										
⑨発達障害											
⑩その他											
男女別合計											
学年別合計											

図1 カウンセリング記録集計表

②「教職員の一人としてのSC」という集団圧力をもたらす逆機能

ところが、学校文化を考え直すという視点をSCが有することは、「SCが教師集団に溶け込むべき」という規範が強ければ強いほど、困難となる。先にも述べたように、近年のSCを対象とした研修会等において、SCの専門技術の向上とともに、SCも学校の教職員の一人として「教師集団に溶け込む」ことの必要性が行政やスーパーバイザーから強調されることが少なくない。このことは学校（長）からSCに対して要請されることも多いことであるが、その際「職員の一人として溶け込む」と、問題解決にむけて日頃から職員と連携をとる必要性とが混同されていることがしばしばであった。ここでいう「連携をとる」とは生徒への支援という共通の目標のもとに、異なった技術をもつ専門職どうしが情報提供をし合うことにほかならない。しかし実際は、日頃から職員室で昼食をとったりコーヒーを飲んだりしながら教師と常に雑談を交わすうちに自然に教師集団と打ち解け合う、といったことを指して「職員集団の一人として溶け込む」といい、それが望ましいことだというわけである。こうした傾向はしばしば、「和の重視」という掛け声のもとで「異質なものを排除する」という構造につながりやすいものであることはよく知られている。SCがそういった職場の一人となることは、学校文化に適応できない、あるいは学校の現状に疑問をもっている生徒や（少数派の）教師にとってはSCが「信用できる専門家」と映らない可能性が高くなる。クライアントが自己否定することなく「社会的に機能する力を高めるための」援助が可能となるためには、学校に第三者的視点をもちこむ必要性を強調しなければならない。

引用文献

- 林理・長谷川太一・卜部敬康（編著）2000 『職員室の社会心理：学校をとりまく世間体の構造』（ナカニシヤ出版）
- Rogers, C.R. 1957 The Necessary and Sufficient Condition of Therapeutic Personality Change. (「パーソナリティ変化の必要にして十分な条件」伊藤博 [編訳] 1966 『ロージャズ全集』 4 巻, 岩崎学術出版社、所収)